

論文式試験問題集
[民法・親族相続]

[民法・親族相続]

次の文章を読んで、後記の【設問1】及び【設問2】に答えなさい。

【事実】

1. Aは、平成1年1月、Bと婚姻したが、妻Bとの婚姻中、別の女性Cとの間に子Dをもうけ、Dは平成2年2月1日に出生した。Aは、Dの出生後、平成2年2月10日に、Dを自己と妻Bとの間の子として、市役所に嫡出子出生届を出したところ、これが受理された。
2. AとBとの間に子はできないまま、Bは、平成3年に死亡した。
3. Aは、平成4年4月にEと婚姻し、高齢となっていたAの母を引き取って同居した。しかし、Eは、Aの母と折り合いが悪く、同年、半年でAとEは協議離婚し、適式に離婚届出をした。平成5年2月、Aの母が急死し、AとEは同居し始めたが、婚姻届を出さず、Aは、表向きはEを家政婦代わりとしていた。
4. 平成7年7月1日、AとEとの間に子Fが出生した。母であるEは、Fの出生届を市役所に出し受理された。
5. Eは、Aに対し、たびたび婚姻を迫ったが、Aはなかなか応じなかった。そこで、業を煮やしたEは、平成16年6月1日、Aに無断でAEの婚姻届を出したところ、これが受理された。
6. AEの同居生活においては、AがEとFの生活費を負担し、Eが生活を切り盛りしてFの養育にあたり、AE間の性交渉もあり、近所の者もAEが離婚したことを知らず、夫婦であることに疑いを持たなかった。平19年3月、Fの私立中学入学に際して、Aは、EによるAEの婚姻の届出の事実を知ったが、何も触れることなく同居生活を継続し、税の申告の際もEを妻として記載した。
7. 令和1年9月1日、Aは、海外への長期出張の前日、Fを前に、「Fにも自分の遺産を相続させたいと考え、遺言を書いた。Fの認知届を作成したので、これを明日にでも提出してほしい。そうすれば、準正という効果が生じて、Fも私の相続人となるそうだから。」と話した。しかし、Fは忙しさに紛れ届けを失念していたところ、同年9月11日、Aが海外に滞在中、テロの犠牲となって急死した。
8. Aの死後、同年9月1日付で自筆証書遺言が発見された。その内容は、以下のとおりであり、自筆証書遺言として適式であった。
 - ① 不動産甲をEに相続させる。
 - ② 丸菱銀行の定期預金1000万円をDに相続させる。
 - ③ ウテナ銀行の定期預金1000万円をFに相続させる。

【設問1】（配点35点）

Aの相続人は、誰々であるか。

【設問2】（配点10点）

Aの遺産は誰にどのように相続ないし遺贈されるか。【設問1】を前提に、Aの遺言を解釈して検討しなさい。

2019年12月22日

担当：弁護士 大久保和子

参考答案

[民法・親族相続]

<p>第1 設問1 (条文はすべて民法である)</p> <p>1 Eについて</p> <p>(1) EはAの「配偶者」(890条)にあたるか。</p> <p>(2) 婚姻は、届出によって効力が発生する(739条1項)ところ、EはAに無断で婚姻届出をしている。婚姻意思は届出時にも必要であるのに、Aの婚姻意思を欠くため、Eのした婚姻届出は無効となる。</p> <p>(3) しかし、事実上夫婦の一方が他方の意思に基づかないで婚姻届を作成提出した場合においても、当時、両名に夫婦としての実質的生活関係が存在しており、後に他方の配偶者が届出の事実を知って追認したときは、婚姻は追認によりその届出の当初に遡って有効となると解する。なぜなら、追認により届出意思の欠缺は補充され当事者の意思に沿う上、第三者の利益を害されるおそれも乏しいからである。</p> <p>(4) 本件では、Aは、Eとの同居生活においてEとFの生活費を負担し、AE間に性交渉もあり、近所の者もAEが夫婦であることに疑いを持たなかったため、夫婦としての実質的生活関係が存在していたといえる。さらに、Aは、EによるAEの婚姻届出の事実を知っても、何も触れることなく同居生活を継続し、税の申告に当たってもEを妻として記載しており、AEの婚姻届出を追認したものといえる。</p> <p>したがって、平成16年6月1日に遡って、AE間の婚姻は有</p>	<p>効となる。</p> <p>(5) 以上により、Eは、Aの相続開始時にAの「配偶者」(890条)にあたりAの相続人となる。</p> <p>2 Dについて</p> <p>(1) Dは「子」(887条)にあたるか。</p> <p>(2) Dは、Aと婚姻外のCとの子であるから、Aの子と推定されず(772条)、DはAの嫡出子ではない。また、AはDを認知もしていない(779条、781条)ため、非嫡出子ともならない。</p> <p>(3) しかし、AがDを自己と当時の妻Bとの間の子として嫡出子出生をしていることから、これに認知の効力が認められないか。</p> <p>(4) この点、認知届は、父が嫡出子でない子につき自己の子であることを承認し、その旨を申告する意思の表示であるところ、嫡出子あるいは嫡出子でない子としての出生届にも、子の出生を申告することのほか、出生した子が自己の子であることを父として承認し、その旨申告する意思の表示が含まれており、その届が受理された以上は、これに認知届の効力を認めて差支えないと考えられる。</p> <p>そして、認知の効力は、届け出ることによって(781条)出生の時にさかのぼってその効力を生じる(784条本文)。</p> <p>(5) 本件では、Aが平成2年2月10日にDの嫡出子出生届をしているため、Dが出生した平成2年2月1日からDは嫡出子の身分を取得する。</p>
---	--

(6) したがって、Dは、Aの相続開始時にAの「子」(887条1項)にあたり、Aの相続人となる。

3 Fについて

(1) FはAの子(887条1項)にあたるか。

(2) Fは、Aと婚姻していないEとの間に出生しているため、法律上Aの子ではない(772条)。

(3) しかし、Aは認知準正を意図して、Fの認知届を作成していたため、準正が生じてFはAの嫡出子とならないか。

(4) 認知準正とは、父母が婚姻後に子が認知された場合に、その子は嫡出子の身分を取得する(789条2項)というものである。条文上は、「その認知の時から」とされているが、婚姻準正(同条1項)と同様、婚姻の時から準正の効力が生じると解されている。

(5) 本件においては、前述のとおり、AE間の婚姻は平成16年6月1日から有効であるが、その後Aは認知届を作成したものの、届出がされないうまま死亡しているため、認知の効力は生じない(781条1項)。そのため、認知準正の効力も生じない。

(6) 以上から、FはAの「子」(887条1項)ではない。

4 結論

Aの相続人は、D及びEである。

第2 設問2

1 遺言の意思解釈

被相続人の遺産の承継関係に関する遺言については、遺言者の意思を尊重して合理的にその趣旨を解釈すべきである。

2 D・Eに対する「相続させる」旨の遺言

(1) 特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」遺言は、①相続人に対し、特定の財産を単独で相続させようとする趣旨に解するのが合理的な意思解釈であって、特段の事情のない限り、遺贈と解すべきではないし、②かかる「相続させる」趣旨の遺言は、特定の遺産を特定の相続人に単独で相続により承継させることを遺言で定める点で、908条にいう「遺産分割方法を定めた遺言」である。

(2) 本件において、不動産甲及び丸菱銀行の定期預金1000万円は各々Aの特定の遺産であり、D・EはそれぞれAの特定の相続人であるから、遺産分割方法の指定として、Eは不動産甲を、Dは当該丸菱銀行の定期預金をそれぞれ相続により承継する。

3 Fに対する「相続させる」旨の遺言

本件において、ウテナ銀行の定期預金1000万円はAの特定の遺産であるが、Fは、Aの相続人ではない。したがって、Fに対する「相続させる」遺言は、特定遺贈(964条)と解するしかなく、Fは、当該ウテナ銀行の定期預金を遺贈により取得する。

以上

2019年12月22日

担当：弁護士 大久保和子

予備試験答案練習会(民法・親族相続)採点基準表

受講者番号

	小計	配点	得点
〔設問1〕	(35)		
Eについて			
「配偶者」(890)にあたるか		2	
婚姻は届け出により効力発生(739 I)		1	
EがAに知らせず婚姻届出 無効 ※婚姻意思は届出時に必要		2	
判例の規範			
要件 :実質的生活関係		3	
:届出を知って追認			
効果 :届出の当初に遡って婚姻は有効		2	
あてはめ(【事実】6)		3	
結論 H16年6月1日届出時よりAE婚姻有効 EはAの「配偶者」		2	
Dについて			
「子」(887 I)にあたるか		2	
Dは、Aと婚姻外のCとの子 Aの子と推定されない(772 I II)=Aの嫡出子ではない		1	
AはDを認知もしていない(779、781)=非嫡出子ともならない		1	
Aが嫡出子出生届 認知の効力を認められないか		1	
理由 認知届の意義 事実①			
意思②		2	
出生届に①②含まれている			
Aの出生届 認知の効果発生 出生のときから		2	
結論 H2年2月1日出生時からDはAの「子」		2	
Fについて			
「子」(887 I)にあたるか		2	
Fは婚姻していないEとの間に生まれた=法律上Aの子でない		2	
Aは認知準正(789 II)を意図		2	
認知準正:婚姻後認知 →効果 婚姻のときから(解釈上)嫡出子			
Fの認知届は届出されていない→認知の効力生じていない(781)		1	
結論 FはAの「子」でない		1	
結論 相続人 D,E		1	
〔設問2〕	(10)		
遺言の意思解釈		2	
D Eに「相続させる」遺言			
特定の遺産を特定の相続人に相続させる旨の遺言 遺産分割方法の指定		3	
遺産は特定 D,Eは相続人		2	
Fに「相続させる」遺言			
Fは相続人ではない		3	
特定遺贈 964			
裁量点	(5)	5	
合計	(50)	50	

民法・親族相続 解説レジュメ

第1. 出題趣旨

本問は、相続における相続人の確定の前提として、婚姻届、子の出生届・認知届といった夫婦関係や親子関係を創設する各種届出について、基本的な理解がされているかを問う、親族法に重点を置いた問題である。

親族相続分野についての論文問題での出題は、予備試験では他人物賃貸借と相続（平成23年）程度であるが、司法試験では、相続財産の範囲・遺産分割の効力と賃料債権（平成20年）、認知届の提出なき認知の効力（平成22年）、遺産の共有（平成24年）、胎児の権利能力（平成26年）、親権者の権利濫用・代理権濫用と相続（平成28年）、相続させる旨の遺言の法的性質・相続と債務の承継（平成30年）等、頻出である。

親族相続分野を苦手とする受験生は、論文で既出の論点はもちろんのこと、択一で過去に出題された肢の正確な知識を身につければ、十分に対応できる。

本問でも、取り上げた論点のうち、①虚偽の嫡出子出生届と認知の効力については択一の過去問平成27年30問イで、②婚姻の無効と追認については平成25年31問アで出題済みである。なお、③認知届の提出なき認知の効力については、上記のとおり、平成22年の論文過去問で出題済みである。

第2. 設問1

（1）虚偽の嫡出子出生届等と認知の効力（最判昭和52年2月24日民集32巻1号110頁）

「嫡出でない子につき、父から、これを嫡出子とする出生届がされ、又は嫡出でない子としての出生届がされた場合において、右各出生届が戸籍事務管掌者によって受理されたときは、その各届は認知届としての効力を有するものと解するのが相当である。けだし、右各届は子の認知を主旨とするものではないし、嫡出でない子を嫡出子とする出生届には母の記載について事実と反するところがあり、また、嫡出でない子について父から出生届がされることは法律上予定されておらず、父がたまたま届け出たときにおいてもそれは同居者の資格において届け出たとみられるにすぎないのであるが（戸籍法52条2項・3項参照）、認知届は、父が、戸籍管掌者に対し、嫡出でない子につき自己の子であることを承認し、その旨を申告する意思表示であるところ、右各出生届にも、父が、戸籍管掌者に対し、子の出生を申告することのほか、出生した子が自己の子であることを父として承認し、その旨申告する意思表示が含まれており、右各届が戸籍管掌者に受理された以上は、これに認知届の効力を認めて差し支えないと考えられるからである。」

（2）婚姻の無効と追認（最判昭和47年7月25日民集26巻6号1263頁）

「事実上の夫婦の一方が他方の意思に基づかないで婚姻届を作成提出した場合においても、当時両名に夫婦としての実質的生活関係が存在しており、後に右届出の事実を知ってこれを追認したときは、右婚姻は追認によりその届出の当初に遡って有効となると解するのが相当とする。けだし、右追認により婚姻届出意思の欠缺は補完され、また、追認に右の効力を認めることは当事者の意思にそい、実質的生活関係を重視する身分関係の本質に適合するばかりでなく、第三者は、右生活関係の存在と戸籍の記載に照らし、婚姻の有効を前提として行動するのが通常であるので、追認に右の効力を認めることによって、その利益を害されるおそれが乏しいからである。」

(3) 認知届の提出なき認知の効力

本問では、婚姻届出の3年前にFが出生しているため、Fは、Eのいわゆる「連れ子」にあたり、法律上Aの子ではない。そこで、Aとしては、認知届を提出して認知準正（789条2項）によりFに対しAの嫡出子としての身分を与えるつもりであった。

そして、認知は届け出なければ効力を生じない（781条1項）ところ、Aは、認知届を作成後、届出前に死亡しているため、認知の効力は生じない。

第3. 設問2

(1) 遺言の解釈（最判平成3年4月19日民集第45巻4号477頁参照）

「被相続人の遺産承継に関する遺言については、・・・遺言者の意思を尊重して合理的にその趣旨を解釈すべきものである。」

本問で、Fは、相続人ではないため、定期預金を「与える」遺言は、相続人以外の者に対する遺言による特定遺産の処分であるから、特定遺贈と解釈されることを述べることが求められる。

(2) 特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」旨の遺言（同上）

特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」遺言は、①相続人に対し、特定の財産を単独で相続させようとする趣旨に解するのが合理的な意思解釈であって、②特段の事情がない限り、遺贈と解すべきではない。②かかる「相続させる」趣旨の遺言は、特定の遺産を特定の相続人に単独で相続により承継させることを遺言で定める点で、正に民法第908条にいう「遺産の分割の方法を定めた遺言」であるとしている（平成30年司法試験出題趣旨参照）。

本問では、Aの相続人はDとEであるから、Dに対して丸菱銀行の定期預金、Fに対してウテナ銀行の定期預金をそれぞれ単独で相続させる意思と解され、これに従って相続されると述べてほしい。

(3) 参考：預貯金債権の共同相続

なお、共同相続された定期預金について、遺産分割の対象となる旨の判例（最決平成28年12月19日民集70巻8号2121頁参照等）が出されているが、本問において、特にその旨の言及を求めてはいない。

【参考文献等】

1. 二宮周平著「家族法（第2版）」新世社 2007/9/10
2. 内田貴著「民法IV親族相続」東京大学出版会 2006/5/2
3. 水野紀子・大村敦志編「民法判例百選Ⅲ親族相続（第2版）」有斐閣 2018/3/30

以上

2019年12月22日

担当：弁護士 大久保和子

最優秀答案

回答者 KS 34点

第1 設問1について

1. 本件において、Aは令和1年9月11日に死亡しているところ、同時存在の原則により同日時点で存命している者でなければ相続人となることができない。

この点、Bは平成3年に死亡しており、又CはAと婚姻していなかったことから、両名はAの相続人とはならない。

2. そうするとAの相続人となる可能性を有している者はD、E、Fとなるため、以下検討する。

3. Dについては、AがBとの婚姻中に別の女性Cとの間にもうけた子であるところ、Aが平成2年2月10日提出した出生届は受理されているが、DがA B間の子でないため、出生届として有効にはならない。

しかしながら、AがDを自己の子であることを対外的に承認する意思を示すものとして、無効行為の転換により認知届としての効力を有するものと解する。

よって、DはAによる認知（民法779条）により出生の時に遡ってAの子となる（784条）。

従って、DはAの相続人となる（887条1項）。

- 4.

- (1) Eについては、平成4年4月にAと婚姻し、同年10月にAと離婚し、適式に離婚届を出しているものの、その後もAと同居し、夫婦同然の生活を営んできたところ、平成16年6月1日にAに無断でA Eの婚姻届を提出しているため、当該婚姻届は有効か問題となる。

- (2) 婚姻は、戸籍法に定める届け出のほか（739条1項）、実質的婚姻意思が必要とされる。

- (3) 本件についてみると、EはAと平成5年から同居を開始し、AがEとFの生活費を負担し、Eが生活を切り盛りしてFの養育にあたるなど夫婦としての実体が備わっていることやA E間の性交渉の存在、近所の人もA Eが

夫婦であると思っていたこと、AがEが無断で提出した婚姻届の存在を平成19年3月に知ったがそのまま同居生活を継続し、税の申告の際もEを妻と記載するなどEの行為を容認していたと考えられることから、A E間には実質的婚姻意思が有ると言える。

(4) よって、Eの提出した婚姻届は有効であるから、EはAの配偶者となる。

(5) 従って、EはAの相続人となる(890条)

5. Fについては平成7年7月1日に出生しているところ、同日においてAとEは婚姻していなかったため、嫡出推定を受けられない(772条1項)。

もっとも、Aは死亡前にFの認知届を作成していたことから、FはAによる認知の効力を生じていることを主張できないか、問題となる。

この点、認知は戸籍法の定めるところにより届け出る必要があるところ(781条1項)、これは身分行為によって多数の者に影響を及ぼす可能性があることから、強い要式性が求められているものである。

そうすると、Aが認知届を作成していても、実際に提出がなされていないため、認知の効力は生じないと考えざるを得ない。

よって、FはAによる認知の効力が生じていることを主張できない。

なお、認知は遺言によってもできるが(781条2項)本件では、Aの遺言書には明記されていなかったため、同項は適用できない。

6. 以上よりAの相続人はD及びEとなる。

第2 設問2について

1. Aの遺言書には「相続させる」旨の文言があるところ、これは遺言者の合理的解釈により、遺産分割の方法の指定ではなく、当該遺産を特定の相続人に帰属せしめる意味であると解する。

よって、Eが不動産甲を相続し、Dが丸菱銀行の定期預金1000万円を相続する。

2. なお、FについてはAの相続ではないが、特定遺贈の受遺者となる(964条)ため、ウテナ銀行の1000万円の定期預金を相続する。

以 上

採点講評

(2019年12月22日 親族法・相続法)

受験番号3002～3098 40通

第1 【設問1】

設問1については、全体的に基本的な理解を欠く答案が散見されたので、以下の点を押さえておくと今後に活きると思います。

1 婚姻関係について

(1) 婚姻の成立要件

日本では、婚姻について届出婚主義（戸籍係へ婚姻の届出をすることによって婚姻が成立する）を採用しています。民法の規定では、「婚姻は法律の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる」とされていますが（739I）、届出は婚姻の成立要件だと解されています。そのため、婚姻の届出は創設的届出（一定の家族関係の発生・変更・消滅という効果を発生させる行為としてなされる届出）であり、届出がなければ、いくら事実上の夫婦生活が続いていても、法的な婚姻とはなりません。つまり、相続人としての法的な「配偶者」（890）にはならないということです。

(2) 婚姻の有効要件

婚姻が法律上有効となるためには、まず成立要件としての婚姻の届出があり、次に婚姻の届出に際して婚姻の意思があることが必要です。当事者間に婚姻の意思がなければ、婚姻は無効になります（742）。

届出婚主義の下では、婚姻意思には2つの側面があります。社会生活上夫婦と認められる関係を作ろうとする意思（実質的意思）と、婚姻届を提出しようとする意思（形式的意思）です。判例は、婚姻について、実質的意思説をとっていません（最判昭44・10・31民集23巻10号1894頁）。

本問では、一方の意思に基づかない届出があつて、届出時には婚姻意思が存在しなかったことが問題となっています。これについては、解説レジュメで掲げた判例（最判昭47・7・25民集26巻6号1263頁）を意識して、規範を定立し、事実6を使ってあてはめ評価するという三段論法での論述を求めています。多くの答案は、実質的生活関係・届出を知って追認という要件を概ね示せていましたが、婚姻がいつから有効となるかというその効果（116類推適用による遡及効）については、きちんと言及できていない答案ばかりでした。

2 親子（実親子）関係について

(1) 実親子関係の確定方法

民法には、どのような場合に、法律上の実親子関係が発生するかに関する規定が存在しません。規定としては、妻が婚姻中に懐胎した子を夫の子と推定する規

定（772I）、嫡出でない子は、父又は母が認知することができるという規定（779）だけです。判例は、婚外子の母子関係については、分娩という事実によって明らかだから、認知は不要とし（最判昭37・4・27民集16巻7号1247頁）、婚外子の父子関係については、認知によって父子関係が創設されるとしました。しかし、嫡出子の父子関係については、推定されるとするだけで、何に基づいて父子関係が生じるのかは不明なままであるため、以下のように理解します。

まず、父子関係も母子関係も実親子関係は自然の血縁に基づいて生じるということです。母子関係は、分娩という事実によってこれを客観的に証明することができる一方、父子関係は、現在でも血液型や遺伝子（DNA）の鑑定をしない限り、事実によって証明することができません。そこで民法は、妻が婚姻中に懐胎した子を夫の子と推定する法律上の父性推定制度を設け（772I）、他方で、懐胎時に父母が婚姻関係になかった子については、父が自分の子だと確認することによって父子関係を推定するという認知制度を設けた（779）ものと理解するのです。

（2）認知制度

判例・通説は、認知によって婚外子の父子関係が創設されるものとし（最判昭29・4・30民集8巻4号861頁）、認知は婚外子の父子関係の成立要件とされます。認知によって法律上の父子関係が生じ、その効果は出生のときに遡ります（784）。

認知は、戸籍法の定める届出によって行う（781）、届出主義であり、父子関係の証明もいらず、単なる届出によって認知の効力が発生します（創設的届出）。なお、認知は遺言によって行うこともできる（同II）のですが、この場合には、遺言の効力が発生するときに認知の効力が発生するので、届出は報告的届出となります。

本問では、Dは、Aとその妻でないCとの婚姻外の子ですから、嫡出推定も働かず、Aの認知もないため非嫡出子ともなりません。そこで、認知届の意義である事実①と意思②から、出生届に①②が含まれているとして、昭和52年判例を意識してAの出生届から認知の効果が発生すると論じてほしかったです。なお、認知の効果ですので、解答欄は「Dが出生した平成2年2月1日からDは非嫡出子の身分を取得する。」と訂正させていただきます。採点・添削には、訂正後で反映させていただきます。

（3）準正

準正とは、婚外子の父母が子の出生後に婚姻することによって、婚外子が「嫡出子」の身分を付与されることです。婚外子の保護と婚姻の奨励を図るために設けられている制度です。

準正には、婚姻準正（既に認知されていた子の父母が婚姻する場合、789I）と認知準正（父母の婚姻後に子が認知された場合、同II）がありますが、準正の効果は、いずれも婚姻の時から嫡出子の身分を取得すると解されています。

本問のFについては、Aによって認知準正が意図されており、AC間の婚姻は平成16年6月1日の婚姻届出から有効ですが、認知届が提出されないままAが亡くなっています。そのため、認知の効果は生じず、したがって、認知準正の効果も生じないこととなります。それにもかかわらず、遺言による認知（同II）を認めたり、1項ないし同項の趣旨から届出がなくとも認知の効果が発生する等とした答案が続出したのは驚きました。1項の届出は創設的届出であり、平成22年司法試験論文過去問にもあるとおりです。2項の届出は、報告的届出ですが、遺言は単独行為であるから厳格な様式が要求され、遺言書に明確に認知する意思表示が示されていなければなりません。その上で、遺言の効力が生じた後、遺言執行者等が認知届（報告的届出）をすることになるのですが、本問では、そもそも、AがFを認知する旨の明確な記載がないため、遺言による認知の効果も生じないことは明らかです。

- (4) 相続人として、法的な「子」（887I）といえるためには、実親子関係の場合、嫡出子推定が及ぶか（772I）、認知を受けて非嫡出子の身分を取得するか（779・781）を検討することが求められます。事案によっては、本問のように、準正により嫡出子の身分を取得するか（789）を検討することが求められることもあります。これらの関係を理解していないと思われる答案が多かったのが残念でした。

第2 【設問2】

設問2は、配点も低かったものの、設問1より比較的良好に理解されていたと思います。

親族・相続法は、不得意とする受験生が多い中、基本をきちんと押さえておくことにより、少ない知識でも他の受験生に優位に立つことができるので、択一論点だけは正確に押さえることをお奨めします。

以上

弁護士 大久保和子

司法試験予備試験答案練習会 2019年12月22日分 得点分布表

親族法・相続法

出席者 40名 平均点 19.9点

